

高知県水産業緊急保証事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、燃油高、資材高騰や魚価安等の影響から資金繰りに窮している中小漁業者等に対し、運転資金の融通を円滑にすることにより、漁業経営の維持安定を図り、もって水産業の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、水産業緊急経営安定資金（以下「安定資金」という。）とは、国の漁業緊急保証対策事業（平成21年5月29日付け21水漁第616号農林水産事務次官依命通知）に基づき、高知県漁業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の保証を受ける中小漁業者等に対して融資される資金をいう。

2 この要綱において、中小漁業者等とは、中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）第2条第1項第1号から第5号までに掲げる者をいう。

(融資対象者)

第3条 安定資金を借り受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、基金協会の保証を受ける中小漁業者等とする。

- (1) 直近の漁期の漁獲（販売）金額が前年同期に比べて3%以上減少していること
- (2) 燃油、飼料、原材料等のうち漁業支出に占める割合が10%以上であるものの価格が前年同期に比べて10%以上上昇しているにもかかわらず、魚価等に転嫁されていないこと
- (3) 最近の漁期の利益率が前年同期に比べて3%以上低下していること
- (4) 最近3ヶ月間の販売利益率が前年同期に比べて3%以上低下していること

(融資機関)

第4条 安定資金を貸し付けることのできる金融機関（以下「融資機関」という。）は、高知県信用漁業協同組合連合会、銀行及び信用金庫とする。

(貸付条件等)

第5条 安定資金の貸付条件等は、次表のとおりとする。

貸付利率	近代化資金の基準金利－0.5%（変動）
保証料率	0.4%
貸付限度額	3,000万円
償還期間	5年以内（うち据置1年以内）
資金用途	漁業経営に必要な運転資金
受付期間	平成21年7月18日～平成22年3月10日

2 貸付利率は、毎年4月1日現在の漁業近代化資金の基準金利（平成21年度については、平成21年7月21日現在の金利）から0.5%を差し引いた利率を、当該年の4月1日から翌年の3月31日まで適用するものとする。なお、毎年度の貸付利率は、別途通知するものとする。

- 3 貸付は、原則として証書貸付とする。
- 4 償還は、原則として分割償還（元金均等）とし、融資機関所定の方式により行うものとする。
- 5 安定資金は、基金協会保証を必要とするが、担保・保証人の徴求基準は基金協会の定めるところによる。

（保証料補給）

第6条 県は、安定資金を借り受ける中小漁業者等が支払う保証料のうち、0.4%を補給するものとする。

- 2 保証料補給の対象となる借入金の上限は、3,000万円とする。
- 3 保証料補給期間は、5年以内とする。

（融資手続き及び保証料補給承認申請手続き）

第7条 安定資金の貸付及び保証料補給を受けようとする者は、借入申込書（別記第1号様式）に水産業緊急経営安定資金保証料補給依頼書（別記第2号様式。以下「保証料補給依頼書」という。）を添付して融資機関に提出するものとする。

- 2 前項の提出を受けた融資機関は、債務保証協議書に保証料補給依頼書を添付して基金協会に提出するものとする。
- 3 債務保証協議を受けた基金協会は、内容を審査のうえ、適当と認める者については借入申込書の写しを添付し、水産業緊急経営安定資金保証料補給承認申請書（別記第3号様式）を知事に提出するものとする。

（保証料補給承認通知）

第8条 知事は、前条の保証料補給承認申請書の内容を審査のうえ、適当と認めるものについては水産業緊急経営安定資金保証料補給承認書（別記第4号様式）により基金協会に通知するものとする。

（実行及び報告）

第9条 基金協会は、前条の通知を受け、保証した後10日以内に水産業緊急経営安定資金保証実行報告書（別記第5号様式）を知事に提出するものとする。

- 2 基金協会は、保証の中止又は変更が生じた場合は10日以内に水産業緊急経営安定資金保証実行中止届（別記第6号様式）又は水産業緊急経営安定資金保証変更届（別記第7号様式）を知事に提出するものとする。
- 3 融資機関は、保証料補給を受ける中小漁業者等から安定資金の全部もしくは一部の繰上償還があった場合は、償還日から10日以内に水産業緊急経営安定資金繰上償還報告書（別記第8号様式）を知事に提出するものとする。

（関係書類の保存）

第10条 融資機関及び基金協会は、この要綱による安定資金の貸付及び保証料補給に係る関係書類を保証料補給終了後5年間保管するものとする。

（保証料補給の請求及び交付）

第11条 保証料補給を受けようとする基金協会は、水産業緊急経営安定資金保証料補給金請求書（別記第9号様式）に水産業緊急経営安定資金保証料補給金計算書（別記第10号様式）を添付して、次に掲げる期日までに知事に提出するものとする。

区 分	保証料補給期間	請求期日
上期分	1月1日～6月30日	7月末日
下期分	7月1日～12月31日	1月末日

2 県が交付する保証料補給金の額は、1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間に算出した保証残高の平均（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ保証料補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

3 知事は、前項の保証料補給金請求が適当であると認めたときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに保証料補給金を交付するものとする。

（保証料補給契約）

第12条 県と基金協会との間に締結する保証料補給契約書は、別に定めるものとする。

（書類の検査及び報告）

第13条 知事は、必要があると認めたときは、安定資金の借受者、融資機関及び基金協会の関係帳簿、書類その他必要な物件を検査し又は必要な報告を求めることができる。

（利子補給の返還等）

第14条 知事は、基金協会がこの要綱に違反したと認めたときは、交付すべき保証料補給金の全部若しくは一部の交付を打ち切り又は既に交付した保証料補給金の全部または一部の返還を命ずることができる。

2 知事は、この資金の借受者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該借入金に対する保証料補給金の交付を停止し又は打ち切ることができる。

（1）この制度により借り入れた資金を目的外に使用したとき。

（2）虚偽の借入申込書により借り入れしたとき。

（延滞金）

第15条 基金協会は、保証料補給金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ年利14.5%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前項の延滞金の金額を計算する場合における年当たりの割合は、じゅん年の日を含む期間についても365日あたりの割合とする。

（情報公開）

第16条 当該事業又は当該事業により保証料の補給を行う事業者に関して、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条に規定する非開示項目以外の項目は開示する。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則 この要綱は、平成21年7月18日から施行する。